

専門科目

営業・特殊

## 令和3年度補償業務管理士検定試験問題

|     |  |      |  |    |  |
|-----|--|------|--|----|--|
| 受験地 |  | 受験番号 |  | 氏名 |  |
|-----|--|------|--|----|--|

試験開始時刻前に、開いてはいけません。

(注意) この試験問題の解答は、電子計算機で処理しますので、以下の解答作成要領をよく読んで、別紙の解答用紙に記入してください。

### 解答作成要領

#### 1. 配布される書類

配布される書類は、「試験問題（この印刷物）1部」及び「解答用紙1枚」です。もし、配布に間違いがあったら、すぐ手をあげて、係員に知らせてください。

#### 2. 試験問題

(1) 試験問題は、表紙も含めて26頁（問題数は、40問）を1部につづったものです。試験開始後、試験問題を開いて、紙数が足りないもの、印刷がはっきりしないもの等があったら、手をあげて、係員に知らせてください。

(2) 試験問題は、試験開始後、退室が可能となる時間帯に退室される方と、試験終了まで試験室に在室した方に限り、持ち帰りを認めます。

#### 3. 解答作成の時間

15時から17時までの2時間です。終了時間がきたら解答をやめ、係員の指示に従ってください。

#### 4. 解答用紙の記入方法

(1) 解答は、この問題には記入せず、必ず別紙の解答用紙（1枚）に記入してください。

(2) 解答用紙には、受験地（該当する（例） 甲野太郎が受験番号10137の場合



受験地名のマーク欄の  印を黒く塗り潰してください。）、氏名、受験番号〔5桁〕（算用数字で縦に記入し、該当数字の  も黒く塗り潰してください。）を忘れずに記入してください。

|      |     |         |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|------|-----|---------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 受験番号 | 氏名  | 甲 野 太 郎 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|      | 万の位 | 1       | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
|      | 千の位 | 0       | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
|      | 百の位 | 1       | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
|      | 十の位 | 3       | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
|      | 一の位 | 7       | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |

(3) 解答用紙への記入は、必ずB又はHBの黒鉛筆を用いて、濃く書いてください。ボールペン、インキ、色鉛筆等を使った場合は無効になります。

(例)

|    |   |   |   |   |
|----|---|---|---|---|
| 問1 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 問2 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 問3 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 問4 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 問5 | 1 | 2 | 3 | 4 |

- (4) 解答用紙には、必要な文字、数字及び□を黒く塗り潰す以外は一切記入しないでください。
- (5) 解答は、右上の例のように、各問題に対し、正しいと思う選択肢の番号一つを選び、その下の枠内を黒く塗り潰してください。これ以外の記入法は無効になります。
- (6) 解答は、各問について一つだけです。  
二つ以上を黒く塗り潰した場合は、無効になります。
- (7) 解答を訂正する場合には、間違えた個所を消しゴムで、跡が残らないように、きれいに消してください。消した跡が残ったり、 や  のような訂正は無効になります。

## 5. 退室について

- (1) 試験開始後、1時間を経過するまでと試験終了前30分間は、退室が許されません。
- (2) 途中で退室する際は、試験問題、解答用紙及び受験票を全部係員に提出してください。そのとき各自の携行品を全部持って行き、解答用紙等を提出したら、そのまま静かに退室してください。退室後、再び試験場に入ることは許されません。

## 6. その他

- (1) 受験票は、机上の見やすいところに置いてください。
- (2) 受験中は、鉛筆（黒-B又はHB）、消しゴム及び定規のみの使用に限ります。したがって、電卓等の計算機器類等の使用は一切できません。
- (3) 試験問題を写したり又は試験問題及び解答用紙を係員の許可なく持ち出してはいけません。
- (4) 試験問題の内容についての質問には応じられません。また、試験中は、受験者の間で話し合っ  
てはいけません。
- (5) トイレなどのときは、手をあげて係員の指示を受けてください。なお、試験室内は禁煙です。
- (6) 受験に際し不正があった場合は、受験を停止されます。
- (7) この問題の表紙にも受験地、受験番号及び氏名を忘れずに記入してください。
- (8) 携帯電話の電源はお切りください。

## 《営業補償・特殊補償概説》

**問1 公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭和37年10月12日用地対策連絡会決定。以下「用対連基準」という。）及び公共用地の取得に伴う損失補償基準細則（昭和38年3月7日用地対策連絡会決定。以下「用対連細則」という。）における営業補償の位置づけに関する次の記述として、妥当なものはどれか。**

- 1 営業休止等の補償は対価補償に位置付けられる。
- 2 営業を休止することなく仮営業所を設置して営業を継続する場合の補償における仮営業所の設置の費用については、用対連基準第43条に定める営業廃止の補償に位置付けられている。
- 3 営業補償の対象となる営業行為とは、対価を得て、反復・継続して行う資産の譲渡等及び役務の提供であり、かつ、税務署に確定申告をしていることが条件である。
- 4 営業補償とは公共事業に必要な土地等の取得等及び当該取得等に伴って必要となる建物等の移転に起因して通常生ずる得べかりし利益等の損失の補償である。

## 《簿記概説》

**問2 簿記に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。**

- 1 簿記は、個人の経営者、会社等の企業、公共部門の国、地方公共団体の経済活動を、それぞれ事業体が必要とする数値（個人事業は金銭、製造業では生産数、公共部門では利用者情報等）を測定し、その結果を報告する技術であるとされている。
- 2 簿記は、現金、銀行預金、商品、固定資産、買掛金、借入金などの期末金額を計算し財産状態を明らかにする目的で損益計算書を作成する。
- 3 簿記は、商品の販売による売上金額、販売した商品の原価金額を計算し、給与、家賃、その他の経費による支払額など、現金・預金額、保有している資産、借入金等の負債を計算し、企業に関係する利害関係者に損益計算書、貸借対照表を作成し報告する。
- 4 簿記は、持続可能な社会を実現するために、個人の経営者、会社等の企業など、各組織体が活動する上で必要な情報を管理するために、経営者、労働者の作業時間、使用した電気等のエネルギー・CO2等の生産量及び排出量を管理するために報告書を作成し、その結果を定期的に報告する技術である。

**問3** 次の各用語は、簿記に関連する用語である。「 」で括った用語について説明をしたものうち、妥当でないものはどれか。

- 1 「借方」 複式簿記では、各取引を借方要素と貸方要素に分解し、左側を借方、右側を貸方といい、借方は、資産の減少、負債の増加、純資産の増加、収益の発生を記載する側をいう（取引の八要素の結合関係）。
- 2 「仕訳」 簿記上の取引（認識した会計事実）を借方科目、貸方科目に分けて、金額を計算する作業をいう。
- 3 「決算」 総勘定元帳に記録した金額を勘定科目ごとに集計し、事業年度末にたな卸し、費用・収益の繰越・見越、減価償却の計算等を行い、期間損益を整理し、一事業年度の経営成績、財政状態をまとめる作業をいう。
- 4 「転記」 仕訳された仕訳帳（又は仕訳伝票）から、総勘定元帳の該当する科目の借方または貸方に、日付、相手科目名、金額、摘要（小書き）又は取引内容を写すことをいう。

**問4** 簿記は、企業の取引を資産、負債、資本、収益、費用に分けて、それぞれの詳細な取引内容を表す勘定元帳の科目毎に「勘定」という計算をする場所を設けて記録する。ここでの資産、負債、資本、収益、費用の属する勘定科目について説明した次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 給与手当勘定は費用勘定であるので、その増加を借方に、その減少を貸方に記録します。
- 2 受取配当金勘定は収益勘定であるので、その増加を貸方に、その減少を借方に記録します。
- 3 現金勘定は資産勘定であるので、その増加を借方に、その減少を貸方に記録します。
- 4 売掛金勘定は負債勘定であるので、その増加を貸方に、その減少を借方に記録します。

**問5 企業会計原則（昭和24年7月9日経済安定本部企業会計制度対策調査会中間報告。以下「企業会計原則」という。）には、一般原則が7つあります。第4の明瞭性の原則についての記述のうち妥当でないものはどれか。**

- 1 明瞭性の原則について、財務諸表は、利害関係者に対して必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の経営状態に関する判断を誤らせないようにすることを求める原則である。
- 2 明瞭性の原則により、会計処理は、詳細かつ網羅性が求められるので、例えば、貯蔵品については、各部署で未使用な事務用品や、開封済みの部分品についても、期末に漏らさず細かく調査し計上する必要がある。
- 3 明瞭性の原則により、重要な会計方針については毎期記述する必要がある。会計方針の例事として、①有価証券の評価基準及び評価方法、②たな卸資産の評価基準及び評価方法、③固定資産の減価償却方法などがある。
- 4 後発事象とは、貸借対照表日後に発生した事象で、次期以後の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす事象をいい、明瞭性の原則の要請により、総会までに生じた災害による重大な損害を受けた場合には、注記事項または補足情報として記載する必要がある。

**問6 会社計算規則（平成18年2月7日法務省令第13号）による貸借対照表の表記方法について述べた次の記述のうち、妥当なものはどれか。**

- 1 貸借対照表の区分については、資産、負債及び純資産の三つの部に区分し、資産の部は流動資産、固定資産及び繰延資産に、負債の部は流動負債及び固定負債に区分しなければならない。また、貸借対照表の配列については、資産及び負債の項目の配列は、原則として、固定性配列法によるものとする。
- 2 有形固定資産について取得価額を帳簿価格に記載し、資産の種類に応じた費用配分の原則により、相当の償却を各事業年度に配分する必要がある（正規の減価償却）。貸借対照表の表示方法に直接法（直接固定資産から控除、脚注に控除額を表記）と間接法（取得価額と減価償却累計額の表記）とあるが、直接法により表示することとなっている。
- 3 貸倒引当金については、第5条（資産の評価）第4項において、「取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない」と定め、表示方法については、第78条（貸倒引当金等の表示）において、当該各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。なお、各資産に係る引当金は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができることとなっている。
- 4 退職給付引当金は、使用人が退職した後に当該使用人に退職一時金、退職年金その他これらに類する財産の支給をする場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいうが、一方、法人税法では、退職給付引当金は認めていないので、計上しなくてもかまわない。

**問7 企業会計原則において収益・費用の認識と測定方法について述べた次の記述のうち、妥当でないものはどれか。**

- 1 費用及び収益は、総額によって記載することを原則として、金額の多寡によって相殺（除去）し計上することはしてはならないとされている。
- 2 企業の経営成績を明らかにするために、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用とを記載して経常利益を表示し、これに特別損益に属する項目を加減して（税引前）当期純利益を表示しなければならない。
- 3 企業会計原則の損益計算書原則1のAにおいて「未実現の収益の計上」を防止していることから、確実性、確証性から、実現した時点で計上することとなっているが、具体的な商取引では、①売主が商品を出荷した時点か、②買主が検取した時点か、③この検取に一定の条件が付されたときにはその条件が成立した時点か、④契約した時点等、具体的な商取引ごとに実現した時期が異なるので、単純に出荷した時点で発生したこととはならないので、未実現の収益基準について企業では、一定のルールを会計処理規程等で定めることが必要である。
- 4 今期は、感染症などにより通常の営業活動による収入金額が減少したので、保有していた有価証券等を処分し、利益を確保した。そこで、損益計算書には、この金融資産の処分による譲渡益部分をその他の売上高として経常損益の部に計上して処理する方法を選択した。

《営業調査の実務》

**問8 営業補償の調査における関係法令等の調査に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。**

- 1 ドラッグストアの営業に関する許認可等の手続きを確認するため、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）並びに当該法律に係る政省令及び関連する基準等の調査が重要である。
- 2 タクシー事業を行う会社の営業に関する許認可等の手続きを確認するため、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び当該法律に係る政省令及び関連する基準等の調査が重要である。
- 3 農薬を販売する店舗の営業に関する許認可等の手続きを確認するため、農薬取締法（昭和23年法律第82号）並びに当該法律に係る政省令及び関連する基準等の調査が重要である。
- 4 産業廃棄物の中間処理施設の営業に関する許認可等の手続きを確認するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）並びに当該法律に係る政省令及び関連する基準等の調査が重要である。

**問9 補償コンサルタントが営業調査を行っている際、被補償者（企業の担当者）から受けた質問に対する補償コンサルタント（以下、この設問において「コンサル」という。）として答えた次の応答のうち、妥当ものはどれか。**

- 1 被補償者：会社の組織図はなぜ提出する必要があるのか。  
コンサル：御社の組織形態を把握したうえで、営業休止の影響がどの部署におよび、それが損益等にどのように影響するのかを適切に把握するためです。
- 2 被補償者：災害の影響で、直近（昨年）の事業年度の売上高がその前の事業年度（一昨年）の売上高の半分になった。売上が減少する前の一昨年の事業年度の確定申告書等の決算資料で営業補償の算定をしてほしい。  
コンサル：わかりました。それでは、一昨年の事業年度の確定申告書等の決算資料を頂き、それに基づき営業補償の算定を行います。
- 3 被補償者：営業資料はプライバシーに関わる資料なので提供できない。  
コンサル：営業補償額の算定はご提供いただく営業資料を根拠に適切に算定する必要があります。資料を提出していただかないと算定ができません。営業補償は不要ということによろしいですね。
- 4 被補償者：固定資産台帳（減価償却費の明細書）が見当たらないので提供できない。  
コンサル：了解しました。総勘定元帳をいただいているので、それによって内容の把握が可能です。

**問10 営業補償の調査に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。**

- 1 物的関係調査の資料として、地図（公図）、用地実測図、位置図、工事平面図、住宅地図、都市計画図、その他対象土地及び周辺の利用状況並びに土地利用規制、建ぺい率、容積率等が判別できる図面等を収集する。
- 2 物的関係調査の資料として、工作物、機械設備、生産設備等の屋外、屋内別の配置図、生産工程（車両、人、物の流れを含む。）図、動線図、構造図、調査表、写真等を収集する。
- 3 権利関係調査の資料として、法人登記簿、商業登記簿、法人事業概況説明書を収集し、営業上の権利者及び企業の所在地、代表者、役員、資本金、営業種目等を確認する。
- 4 権利関係調査の資料として、移転等の対象となる事業所の存する土地、建物等の営業用施設に対し当該企業が借地又は借家している場合に権利関係を確認する資料は、土地登記記録及び建物登記記録で足りる。



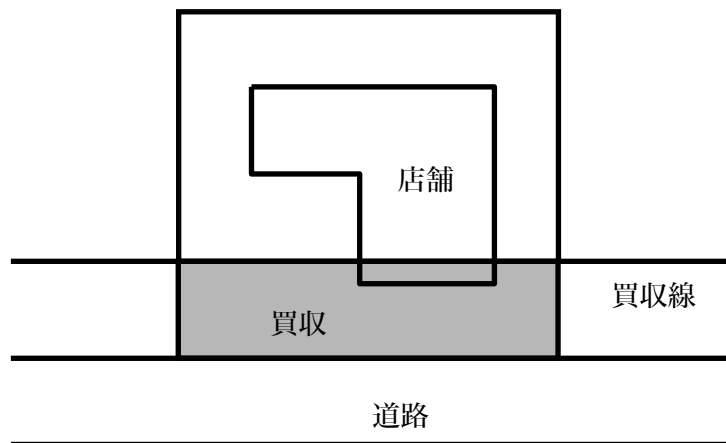
**問11 営業規模縮小の補償額を算定する場合に必要となる調査及び資料の収集に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。**

- 1 営業規模の縮小率の判断にあたっては、店舗面積、敷地面積、駐車可能台数、生産施設等の有形的状況のほか、有形的な規模の縮小による収益への影響についても調査する必要がある。
- 2 営業規模の縮小率の判断にあたっては、現状における土地、建物、工作物等（以下「建物等」という。）の物的関係調査のほか、縮小後の建物等の計画を把握する必要がある。
- 3 商品、仕掛品、原材料等の流動資産の売却損の補償額を算定するために、固定資産台帳（減価償却費の明細書）及び固定資産税（償却資産）の申告における償却資産申告書を調査する必要がある。
- 4 解雇予告手当相当額及び労働の過剰遊休化の損失の補償額を算定するために、平均賃金に関する資料並びに解雇又は退職に関する労働協約、就業規則、その他の雇用契約に係る書類を調査する必要がある。

問12 現道拡幅事業に伴い、以下の条件において移転工法を検討し、補償額の算定を行った。A、B、C、Dの各案における営業休止の補償額に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

[条件]

- 敷地面積・・・400m<sup>2</sup>
- 建物：木造2階建店舗・・・130m<sup>2</sup>
- 業種・・・マッサージ施術所
- 残地面積・・・280m<sup>2</sup>（支障率約30%）
- 売上減少率（1か月の売上高を100とする。）
  - 構外移転・短期休業・・・120
  - 構内移転・長期休業・・・70
  - 構内移転・短期休業・・・40



- A案：支障となる店舗の一部を切り取り、残地内で残存部分を一部改築し、従前の機能を維持する改造工法。（工事期間は2か月間）
- B案：残地内に店舗を曳家する工法。（仮営業所における営業継続はしない。工事期間は5か月間）
- C案：残地内に店舗を同種同等建物により再築する工法。（仮営業所における営業継続はしない。工事期間は7か月）
- D案：店舗を構外再築する工法。

- 1 C案の営業休止の補償額はB案の営業休止の補償額よりも安価である。
- 2 A案、B案、C案の営業休止の補償における得意先喪失の補償額は同額である。
- 3 A案、B案、C案の営業休止の補償額はD案よりも安価であるとは限らない。
- 4 A案の営業休止の補償における得意先喪失の補償額はD案よりも安価である。

《営業補償額算定の実務》

**問13 収益減の補償額を算定するためには、年間の認定収益額を求める必要があるが、このことに関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。**

- 1 営業外費用として計上されている創立費（開業費）償却額は、会社設立までに支出された諸経費や開業以前に一定の利息を株主に配当した経費等の償却費であり、企業等の経営に継続的に発生する費用と考えられることから、年間の認定収益額の算定に当たっても費用とする。
- 2 営業外損益における貸倒引当金戻入額及び貸倒引当金繰入額は、企業経営の安全性の原則に基づき計上されるもので、每期恒常的に計上されている場合は、費用とする。
- 3 個人的色彩の強い小規模法人の事業主の賃金等及び家族従業員の賃金等は、企業の経理と生計費が事実上一体となっている場合は、そのいずれも費用としないことができる。
- 4 割引料は、企業経営・活動にとって一般的に発生する費用であるため、常に費用とする。

**問14 営業補償に関する授業において、講師からの次の質問に対する受講生の対応のうち、妥当でないものはどれか。**

- 1 講師：Aさん、収益額の認定をする場合に、販売費及び一般管理費並びに営業外費用のうち、費用としないものをいくつかあげてください。  
Aさん：そうですね。例えば、法人税、事業税、長期の借入金利子などです。
- 2 講師：Bさん、固定費と変動費の違いについて説明してください。  
Bさん：はい、固定費とは、売上高の変動にかかわらず一定に発生する費用で、例えば、給料手当や地代家賃などです。変動費とは、売上高に比例して増減し発生する費用で、例えば、材料費や外注費などです。
- 3 講師：Cさん、損益分岐点売上高とは、何ですか。  
Cさん：はい、先生。損益分岐点売上高とは、売上高と費用が一致する売上高のことで、「固定費 ÷ (1 - 変動費率)」で求められると教わりました。
- 4 講師：Dさん、収益額の認定において、営業外収益のうち、売上に加算できるものは、例えばどのようなものですか。  
Dさん：それは、本来の営業活動を行うことにより付随的に発生するもので、例えば、製造業でのスクラップ等の売却益、小売業での販売リベートなどだと思います。

問15 得意先喪失の補償額を算定するためには、限界利益率を求める必要がある。小売業における次の場合の限界利益率の数値として、妥当なものはどれか。

【調査結果（単位：千円）】

|                |                     |
|----------------|---------------------|
| I 売上高          | 500,000             |
| 売上値引き          | 2,000               |
| 純売上高           | ***,***             |
| II 売上原価        |                     |
| 期首商品棚卸高        | 50,000              |
| 商品仕入高          | 300,000             |
| 期末商品棚卸高        | 80,000              |
| III 販売費及び一般管理費 |                     |
| 給料手当           | 50,000              |
| 減価償却費          | 20,000              |
| 水道光熱費          | 10,000              |
| 公租公課           | 10,000              |
| 福利厚生費          | 10,000              |
| その他            | 50,000              |
| 計              | 150,000（固定費の割合：80%） |
| IV 営業外収益       |                     |
| 雑収入            | 2,000（本来の営業活動に付随）   |
| V 営業外費用        |                     |
| 支払利息（長期借入金）    | 1,000               |
| 割引料            | 1,000               |
| VI 認定収益額       | *,***               |

注；認定収益額の算定において、販売費及び一般管理費のうち、費用としない事業税等は、5,000千円である。

- 1 30%
- 2 35%
- 3 40%
- 4 45%

問16 構外移転が妥当と判断されたサービス業の営業休止補償額の算定のため、収集した損益計算書を整理したところ次のとおりであった。これにより求めた認定収益額として、妥当なものはどれか。

損益計算書（単位：千円）

|      |                                 |               |
|------|---------------------------------|---------------|
| I    | 売上高                             | <u>20,000</u> |
| II   | 売上原価                            | <u>*****</u>  |
|      | 期首棚卸高                           | 4,000         |
|      | 当期仕入高                           | 12,000        |
|      | 期末棚卸高                           | 6,000         |
| III  | 売上総利益                           | <u>*****</u>  |
| IV   | 販売費及び一般管理費                      | <u>5,000</u>  |
|      | IVのうち、租税公課・・・1,000の内訳（下記のみとする。） |               |
|      | 法人税                             | 500           |
|      | 事業税                             | 100           |
|      | 自動車税                            | 150           |
|      | 固定資産税                           | 150           |
|      | 印紙税                             | 100（臨時支出）     |
| V    | 営業利益                            | <u>*****</u>  |
| VI   | 営業外収益                           | <u>2,000</u>  |
|      | 内訳：受取利息                         | 200           |
|      | 受取配当金                           | 300           |
|      | 貸倒引当金戻入                         | 500           |
|      | 販売リベート                          | 1,000（営業付随）   |
| VII  | 営業外費用                           | <u>2,000</u>  |
|      | 内訳：支払利息                         | 1,000         |
|      | 割引料                             | 1,000         |
| VIII | 経常利益                            | <u>*****</u>  |

- 1 4,700千円
- 2 4,900千円
- 3 5,000千円
- 4 4,600千円

**問17 仮営業所の補償について説明した次の記述のうち、妥当でないものはどれか。**

- 1 銀行、郵便局等公益性の強い事業の場合は、必ず、仮営業所による補償となる。
- 2 仮営業所による補償の場合、仮営業所であるがための収益減（又は、所得減）の補償に加え、営業所の場所を一時的に変更することに伴う得意先を喪失することによる損失の補償を行うことができる。
- 3 仮営業所の設置の費用は、従前と同等の規模及び設備を有する仮営業所を設置するために必要な費用で、仮設組立建物等の資材をリースする方法、建物等を借家する方法又は仮設の建物等を建築する方法のいずれかから認定し、算定する。
- 4 仮営業所を建築する場合の当該補償額は、「地代相当額 + 仮設建物の建設費 + 解体除却費 - 発生材価格」で算定される。

**問18 得意先喪失の補償額を算定するためには、売上原価や販売費及び一般管理費等の経費を、用対連細則第27で定める別表第9「費用分解基準一覧表」に基づき、固定費と変動費に分解しなければならない。このことに関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。**

- 1 飲食業の販売費及び一般管理費のうち、従業員給与、地代・家賃、通信交通費、水道光熱費は、すべて固定費である。
- 2 建設業の工事原価のうち、材料費、機械等経費、労務管理費、事務用消耗品費は、すべて変動費である。
- 3 サービス業の売上原価のうち、期首商品棚卸高、商品仕入高、仕入値引、仕入戻し高及び期末商品棚卸高は、すべて変動費である。
- 4 製造業の販売費及び一般管理費のうち、広告宣伝費、販売員旅費、販売促進費、雑給は、すべて変動費である。

**問19 固定的経費の補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。ただし、当該経費は、損益計算書上、費用計上されており、収益額認定の過程でも費用としたものとする。**

- 1 営業用建物の減価償却費は、当該建物の総償却額をその建物の耐用年数の各年度に割当て計上されているもので、営業の休止の有無にかかわらず、企業が負担する経費である。したがって、移転工法の別にかかわらず、常に固定的経費として補償する。
- 2 地方税のうち、市町村民税は、収益関連税である法人税割と資本金等の額により課税される均等割がある。このうち、固定的経費として補償するのは均等割に係る部分で、法人税割は固定的経費とせず、費用ともしない。
- 3 地方税である自動車税、軽自動車税、固定資産税及び都市計画税は、すべて固定的経費として補償する。
- 4 修繕費は、通常の維持管理及び修理に係る費用で、その効果が一会計期間以内に消滅するものである。休業期間中は、修理する必要はないことから、固定的経費として補償する必要はない。

**問20 営業休止補償の補償項目のうち、従業員に対する休業手当相当額の補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。**

- 1 休業手当相当額の補償は、「平均賃金 × 補償率 × 補償日数」で算定され、補償率は80%を標準とし、補償日数は営業休止補償の補償日数（休業期間）と同日数である。
- 2 休業手当相当額の補償を算定する要素である「平均賃金」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）で規定されている平均賃金を標準として運用されており、通常は、直近3カ月の賃金台帳を調査し、求めている。
- 3 休業手当相当額の補償は、従業員が一時限りの臨時に雇用されている場合は、補償対象としない。
- 4 同一経営者に属する営業所が他にある場合は、休業する営業所のすべての従業員は、その営業所に配置転換することが通常と考えられるので、休業補償の対象とはしない。

**問21 営業休止補償の補償項目の一つである得意先喪失の補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。**

- 1 一時的に得意先を喪失することによる損失額は、次式で算定される。  
「得意先喪失の補償額 = 従前の1か月の売上高(毎期、本来の営業活動に附随して恒常的に収入がある雑収入等を含む。) × 売上減少率 × 限界利益率」
- 2 一時的に得意先を喪失することによる損失額の算定要素である「売上減少率」とは、営業の再開後に減少すると想定される売上高の従前の売上高に対する比率をいうものである。
- 3 売上減少率は、用対連細則第27で定める別表第8「売上減少率表」に基づき、個別に求めるが、この場合の短期休業とは、30日以内として運用されている。
- 4 一時的に得意先を喪失することによる損失の補償は、従前の営業が赤字決算(この場合の赤字とは、営業利益がマイナス決算となっている場合である。)の場合は、補償されない。

**問22 営業補償額を算定するため、認定収益額を求めるための基礎的資料である「損益計算書」について説明した次の記述のうち、妥当でないものはどれか。**

- 1 損益計算書は、売上総利益、営業利益、経常利益、税引前当期純利益及び当期純利益の5つの利益を計算するもので、このうち、売上総利益は、売上高から売上原価を控除したもので、粗利益ともいわれる。
- 2 売上原価とは、当期仕入高に期末棚卸高を加え、期首棚卸高を控除して求める。
- 3 当期純利益とは、税引前当期純利益から、法人税、事業税、住民税を控除したもので、貸借対照表の純資産の部の利益剰余金に蓄積される。
- 4 経常利益とは、営業利益に営業外収益を加え、営業外費用を控除して求められる。この場合の、営業外費用には、長期、短期の支払利息のほか、割引料が含まれる。

**問23 次の記述のうち、営業規模の縮小の補償にのみ適用される補償項目として、妥当なものはどれか。**

- 1 営業の権利等で、資産とは独立して取引される慣習のある資産に対する補償
- 2 固定資産の売却損に対する補償
- 3 解雇する従業員に対する離職者補償
- 4 経営効率が客観的に低下することによる補償



**問24 営業廃止補償について説明した次の記述のうち、妥当なものはどれか。**

- 1 営業権に対する補償で、取引事例がない場合は、年間超過収益額を8%で除した額を補償するものとされている。この場合の年間超過収益額は、過去3か年の平均収益額から年間企業者報酬額及び自己資本利子見積額を控除して得た額である。
- 2 転業期間中の従前の収益相当額の補償は、「年間の認定収益(所得)額 × 転業に通常必要とする期間」で算定された額である。この場合の「転業に通常必要とする期間」は2年と定められている。
- 3 解雇する従業員に対する解雇予告手当相当額の補償は、事業主は、解雇する当該従業員に対し、平均賃金の30日分の賃金を支払うことが、労働基準法で必須の義務として規定されているため、営業廃止の原因者である起業者が、これを補償として負担するものである。
- 4 資本に関して通常生ずる損失のうち、営業用流動資産の売却損の補償額は、「現在価格 - 売却価格」で算定される額である。

**問25 営業廃止補償となる場合の要件等について説明した次の記述のうち、妥当でないものはどれか。**

- 1 公有水面の占有を必要とする業種その他の物理的条件により営業場所が限定される業種に係る営業所等で、例えば、貸しボート業や駅前の自転車預り業などで妥当な移転先がない場合は営業廃止補償となる。
- 2 生活共同体を営業基盤とする店舗等で、妥当な移転先として、当該生活共同体の外に移転することとなり、顧客の確保が特に困難になると認められる場合は営業廃止補償となる。
- 3 騒音、振動、臭気等を伴う業種その他の社会的条件により営業場所が限定される業種に係る営業所等で、移転候補地周辺住民等の反対が特に強い場合は営業廃止補償となる。
- 4 法令等により営業場所が限定又は制限されている業種に係る営業所等で、例えば、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づき、許可された特定地域内でのみ営業が可能な業種で妥当な移転先がない場合は、営業廃止補償となる。

**問26 営業規模の縮小補償の補償内容等に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。**

- 1 その他資本及び労働の過剰遊休化による損失の補償は、営業規模の縮小率と同じ割合までに資産の売却や従業員の解雇ができない場合において、潜在的にこれらの資産や労働に過剰遊休化が生ずることになるので、これにより生ずる損失を補償するものである。
- 2 固定資産の売却損の補償のうち、機械器具や備品等、現実に売却できるものの補償額の算定は、「現在価格－売却価格」によるが、この場合の補償額は、現在価格の50%を標準としている。
- 3 経営効率が客観的に低下することに伴う損失の補償は、「認定収益(所得)額×営業規模の縮小率×補償期間」で算定されるが、この場合の営業規模の縮小率は、営業施設の規模と売上高とが密接な関係にある業種については、営業施設の縮小の程度に応じて検討する必要がある。
- 4 営業施設を改造工法(従前より、約10%の面積減となる場合とする。)による補償を行う場合は、営業規模の縮小補償となる。

**問27 営業廃止補償の補償内容のうち、資本に関して通常生ずる損失の補償の算定方法等に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。**

- 1 流動資産に対する補償は、次式で算定される。  
「費用価格－売却額」  
この場合の費用価格は、当該流動資産の市場価格を調査し求める。
- 2 営業用設備のうち、解体せざるを得ない建物に対する補償は、次式で算定される。  
「現在価格＋解体・処分費－発生材価格」  
この場合の建物の現在価格は、当該建物の推定再建築費を求め、現価率表(用対連細則第4で定める別表第1又は別表第2)を適用し求める方法が一般的である。
- 3 償却済みの機械設備の補償は、次式で算定される。  
「現在価格－スクラップ価格」  
この補償は、当該営業設備が老朽化しており、処分価格がない場合に適用される。
- 4 調達したばかりで現に稼働していた機械設備に対する補償は、次式で算定される。  
「現在価格－売却額」  
この場合の売却額は、現在価格の50%を標準とするものとされている。

**問28 営業休止補償の補償項目の一つである「固定的経費の補償」に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。ただし、いずれも収益額認定の過程で費用としたものとする。**

- 1 国税である自動車重量税、法人税及び臨時的費用である登録免許税、印紙税は、すべて固定的経費としない。
- 2 福利厚生費として、毎年、定期的に行われている社員旅行に、企業が一定の費用を負担している場合や、企業が所有する社員寮の管理人の給料、電気等の基本料は、社員の社員旅行積立金や寮費等の徴収の有無にかかわらず、固定的経費とする。
- 3 企業が、建物等に掛けている火災保険料は、5年等の一定期間を保険期間として契約し負担しているため、移転工法にかかわらず、固定的経費とする。
- 4 広告宣伝費のうち、野立て看板、業界新聞や業界雑誌等に継続して広告している広告料は、捨て看板等継続性のないものを除き、固定的経費とする。

#### 《漁業権等補償の実務》

**問29 漁業補償に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。**

- 1 私有地内の池やビニールハウス等で営まれる養殖業と異なり、河川や海域等の公共の用に供する水面で営まれる漁業については、公の利益を実現する公共事業の実施に対して受忍すべきことが予め内在されているので補償要求はできない。
- 2 公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和37年6月29日閣議決定）、用対連基準、用対連細則における漁業補償に関する規定は、「対価補償」、「通損補償」及び「事前の損害賠償」に分けて整理することができる。
- 3 漁業権の存続期間は最大で10年、許可漁業の許可期間は最大で5年であることから、漁業権等の制限に係る補償額の算定に当たっては、制限期間年数を最大でも10年間以内とする。
- 4 漁獲された漁獲物は、市場や仲買人への出荷、料理屋等への直接販売等により換金される。しかし、魚体の大きさ等、需要に合わないために販売することができず、漁業者自身が自家消費する場合もあるが、これらの数量は漁業収入に結びつかないことから、補償算定の基礎となる漁獲数量に含めることはできない。

**問30 漁業廃止の補償では、漁具等の売却損その他資本に関して通常生ずる損失額及び解雇予告手当相当額その他労働に関して通常生ずる損失額に加え、転業に通常必要とする期間中の従前の所得相当額（法人経営の場合においては、従前の収益相当額）を補償するとしているが、個人経営の漁業者に関して転業に通常必要とする期間に関する次の記述のうち、妥当なものほどれか。**

- 1 1年以内
- 2 2年以内
- 3 3年以内
- 4 4年以内

**問31 漁業補償に関する次の記述のうち、妥当なものほどれか。**

- 1 個人の漁業経営において、漁業経営費を算定する場合の「自家労働費」は、水上において漁労行為に要した時間に、当該地域の漁業雇用労賃、農業労賃等を勘案した時間単価を乗じて算定する。
- 2 用対連基準第20条（漁業権等の消滅に係る補償）の規定により補償できるのは、原則として埋め立てや構造物の設置により水面が消滅する場合であるが、公共事業の性格上、その周辺に恒久的な立入制限水域を設定する場合については、損失補償基準第20条の規定に準じて補償することができる。
- 3 漁業補償額算定の基礎となる漁獲数量は、漁業が自然変動の影響を大きく受ける点を考慮して、評価時前の5ケ年間の平均年漁獲数量、もしくは過去7ケ年の漁獲数量を把握して、豊凶の著しい年を除いた5ケ年間の平均年漁獲数量とする。
- 4 入漁権とは、設定行為に基づき、他人の漁業権漁場において、その漁業権の内容たる漁業の全部又は一部を営む権利（漁業法（昭和24年法律第267号）第7条）であるので、補償対象とならない。

**問32 消滅対象漁業の経営内容が次のような数値であるとき、漁業権の消滅補償額として妥当なものはどれか。**

＜漁業経営の内容＞

|       |         |           |
|-------|---------|-----------|
| 漁獲量   | 100トン   | ※平均漁獲数量   |
| 魚 価   | 500円/kg | ※販売手数料控除後 |
| 経 費   | 2,000万円 |           |
| 自家労働費 | 1,000万円 |           |

- 1 250,000,000円
- 2 375,000,000円
- 3 400,000,000円
- 4 750,000,000円

《鉱業権、租鉱権、採石権補償の実務》

**問33 鉱業権、租鉱権に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。**

- 1 鉱業は、鉱物を採掘し土地から分離する業種で、掘採作業と一体となっていない、単独の選鉱所、単独の機械製作所も含まれる。
- 2 鉱業権は、相続その他の一般承継、譲渡、滞納処分、強制執行、仮差押え、仮処分、賃借権、質権の目的となることができる。
- 3 租鉱権とは、登録を受けた一定の土地の区域において、登録を受けた鉱物及びこれと同種の鉱床中に存する他の鉱物を掘採し、及び取得する権利をいう。
- 4 土地収用法（昭和26年法律第219号）第5条には、収用又は使用し得る権利として租鉱権を規定していないことから、起業者が鉱業権を消滅させた場合には、租鉱権も同時に消滅するものと解されている。

**問34 採石権に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。**

- 1 採石業とは、岩石及び鉱業法（昭和25年法律第289号）の適用を受けない鉱物の採取を事業目的として営利・非営利に関係なく、岩石の採取行為を反復・継続して行う態様のものをいう。
- 2 採石権の存続期間は、設定契約で定めなければならず、定めのない採石権設定契約は無効とされ、また、無期限と定めても「20年以内」の規定から20年と短縮される。
- 3 採石権は、地上権者又は永小作権者の承諾を得なくても、その内容が地上権又は永小作権による土地の利用を妨げないものに限り、これらの権利の目的となっている土地にも、設定することができる。
- 4 採石権は、採石権者になろうとする者と土地所有者の契約によって設定され、他人の土地において岩石を採取することを内容とする権利（物権）である。

問35 鉱業権の消滅に係る補償において、近傍同種の取引事例がない場合の補償額の算定式として、次の記述のうち妥当なものはどれか。

- 1 探鉱中の鉱山又は未着手の鉱山であって、鉱量が不明であり、かつ、将来の収益が不確定のものにおける鉱業権の場合

【算定式】

$$C_n(1+r)^n + C_{n-1}(1+r)^{n-1} + \dots + C_1(1+r) + C_0$$

$C_n$  :  $n$ 年前に投下した費用

$r$  : 蓄積利率

- 2 操業している鉱山の鉱業権の場合

【算定式】

$$a \times \frac{(1+r)^n - 1}{r + s \{(1+r)^{n+m} - 1\}} - E$$

$m$  : 補償時から予定収益を生ずるまでの期間

$a$  : 鉱山が毎年実現しうる純収益

$s$  : 報酬利率

$r$  : 蓄積利率

$n$  : 可採年数

$E$  : 今後投下されるべき起業費の現在価額

- 3 未着手のまま据置期間のある場合の鉱山の鉱業権の場合

【算定式】

$$a \times \frac{1}{s + \frac{r}{(1+r)^n - 1}} - E$$

$a$ 、 $s$ 、 $r$ 、 $n$ 及び $E$  : 記述2のとおり。

- 4 開坑後予定収益を生ずるまでに期間のある場合における鉱業権の場合

【算定式】

$$\frac{1}{(1+r)^m} \times a \times \frac{1}{s + \frac{r}{(1+r)^n - 1}} - E$$

$m$  : 据置期間

$a$ 、 $s$ 、 $r$ 、 $n$ 及び $E$  : 記述2のとおり。

**問36 採石権の消滅補償、制限に係る補償に関して、次の記述のうち妥当でないものはどれか。**

- 1 採石権の行使の制限に対する補償額は、採石権の消滅に係る補償の操業状況等の区分に従って算定した額に、権利の行使の制限に係る内容、期間を考慮して適正に定めた率を乗じるものとする。
- 2 採石権の制限の内容には、当該事業の施行中等一定の期間を制限するもの、当該事業の施行前に制限されていたとみなされるもの、当該事業の終了後の将来にわたって制限するものがある。
- 3 原石採取場の一部を用地取得する場合の採石権の補償額の算定方法は、当該採取場に係るホスコルド公式等を用いて算定した額に採取場の採取可能原石量に対する用地取得に伴い採取が不可能となる原石量の割合を乗じて算定し、事業用地、残地における採取不可能原石量の割合で採石権消滅補償額と残採石権補償額に配分することが妥当である。
- 4 採石権が設定されている土地に対する補償額の算定にあたっては、採石権は地上権に関する規定が準用される権利であること、採石権の存在は土地所有権を大幅に制限することになることに留意し、採石権の存在による減額を行うべきとされている。

《農業、立毛、養殖物等の補償の実務》

**問37 農業の経営規模縮小の補償と農業補償の特例に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。**

- 1 農業の経営規模縮小の補償において、労働の遊休化に伴う損失額の把握にあたって着目するのは、農業の経営規模とそれに対応する労働時間である。
- 2 農業の経営には資本と労働の2つの側面があるが、農業の経営規模縮小の補償において対象となるのは、労働の過剰遊休化の損失であり、資本の過剰遊休化の損失については補償対象とされない。
- 3 土地価格に農業補償に相当するものの全部又は一部の額が含まれていると認められる場合に、当該額を農業補償額から控除するのが農業補償の特例であり、その対象となる農業補償とは農業廃止補償と農業休止補償の2つである。
- 4 農業補償の特例の規定による補償額の算定式は  $H - (X - Y)$  であり、このうちHは農業補償額、Xは収益還元法により算定した農地価格に取得面積を乗じて得た額、Yは土地の正常な取引価格に取得面積を乗じて得た額である。



**問38 農業廃止補償に関する次のアからエの記述について、妥当なもの同士の組合せは次の1から4のうちどれか。**

- ア 解雇する従業員に関する補償は、離職者補償と退職手当補償があり、前者を従業員に対して行い、後者を事業主に対して行う。
- イ 転業に必要な期間中の従前の所得相当額（法人経営の場合は従前の収益相当額）を補償する場合の補償期間は、3年以内である。
- ウ 不要となる農業用固定資産のうち、大農具の売却損に対する補償は「新品価格－売却価格」で算定する。
- エ 従前の所得相当額（法人経営の場合は従前の収益相当額）の算定において農業粗収入から控除する農業経営費には、借入資本利子は含めるが自己資本利子見積額は含めない。

- 1 ア、エ      2 イ、ウ      3 ア、ウ      4 イ、エ

**問39 養殖物補償に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。**

- 1 養殖物を移殖することが相当であるか否かの認定は、移殖することの技術的可否で判定すれば足り、移殖先の養殖条件や移殖距離等の経済的側面までは考慮する必要はない。
- 2 養殖物を移殖することが相当である場合は、「移殖に要する経費」を補償することとなるが、へい死率が20%を超える等移殖に伴う損失が一定の要件を越えると見込まれる場合に限り、当該経費に加えて「移殖に伴う減収予想額」も加えて補償することができる。
- 3 養殖物の移殖が不可能又は困難な場合は、当該養殖物の平年の純収益を年利率8%で資本還元した額を補償することとなる。
- 4 養殖物を営む者であっても、漁業権に基づく養殖を行い漁業補償の対象として補償される者や、公有水面以外の水面で養殖を専門に行い営業補償の対象として補償される者は、養殖物補償の対象とする必要はない。

問40 立毛補償と特産物補償に関する次のアからエの記述について、妥当でないもの同士の組合せは次の1から4のうちどれか。

ア 農作物を作付するためにすでに費用が投下されていた場合に行う立毛補償の対象となる経費は、種苗や肥料等の直接的に投下された経費であり、耕耘に費やした労働費のような経費は対象とならない。

イ 土地売買契約時に稲が生育していたとしても、当該稲が土地の引渡し日までに収穫されるのであれば、立毛補償の対象とはならない。

ウ 地域住民が自由に採取できるわらび・ぜんまい等は、採取することが地域的慣行として認められ、かつその利益が大きく長年にわたり享受されている場合であっても、特産物補償の対象とはならない。

エ 特産物を移植することが困難又は不可能な場合は、立毛補償の規定に準じた補償となり、豊凶の著しい年を除く評価時前3年間の平均収穫額から年間総経営費を控除した額を補償することとなる。

- 1 ア、ウ      2 ア、エ      3 イ、ウ      4 イ、エ